

第7期 金沢市障害福祉計画

第3期 金沢市障害児福祉計画

骨子(案)

目 次

①	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の概要	1
②	基本目標	1
③	重点施策	3
④	数値目標	7
⑤	障害福祉サービスの実績・見込量	8
⑥	地域生活支援事業の実績・見込量	10
⑦	障害児支援サービスの実績・見込量	11
⑧	障害福祉サービス（自立支援給付）の内容	12
⑨	地域生活支援事業の内容	13
⑩	障害児支援サービスの内容	14

① 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の概要

(1) 計画の性格

- ① 本計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画であり、国の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）に準拠して策定するものです。
- ② 本計画は、「ノーマライゼーションプラン金沢2021（第5次金沢市障害者計画）」（計画期間：令和3年度から令和8年度）の障害福祉サービス・障害児支援サービス分野の実施計画という性格を有しています。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

② 基本目標

障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念及び「ともに創り ともに生きる」社会をめざすノーマライゼーション金沢2021（第5次金沢市障害者計画）の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、推進します。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援、 地域共生社会の実現に向けた取組

ノーマライゼーションプランの理念の下、共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児支援サービスの提供体制の整備を進めます。

地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域資源の実態等を踏まえた包括的な支援体制の整備に取り組みます。

(2) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続等のニーズを踏まえた支援及び就労支援の強化に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所施設や精神科病院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援の強化等の諸課題に対応したサービス提供体制を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点の推進やナチュラルサポートの構築に向けての取組など、地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制を整備します。

地域生活支援拠点の整備に当たっては、障害のある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、本人も家族も安心できる地域づくりを推進します。

就労支援の強化に当たっては、障害のある人本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」の創設に対応するとともに、多様な「はたらく」を希望する人に対し、適切かつ柔軟な支援に取り組みます。

(3) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童とその家族に対し、障害の疑いがある段階から質の高い専門的な発達支援を行う障害児支援サービスの充実を図るとともに、障害のある児童のライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携してインクルージョンの推進を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

加えて、人工呼吸器を装着している障害のある児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある児童（以下「医療的ケア児」といいます。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の本人とその家族に寄り添った支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する児童に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(4) 障害福祉人材の確保及び支援者支援

障害のある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、それを担う人材を確保していく必要があります。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多機関・多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある職場であることを関係機関と連携して積極的に周知・広報するほか、現場で働く職員の意欲や支援の質の向上に向けた方策等を検討します。

(5) 障害のある人の社会参加を支える取組

障害のある人の地域における社会参加を促進するため、障害のある人の多様なニーズを踏まえた支援に取り組みます。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年制定）を踏まえ、障害のある人が文化芸術を享受・鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、金沢らしい文化やアートを生かした障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進の取り組みを進めます。

③ 重点施策

1. 地域生活支援拠点推進事業の充実・強化

① 親の入院等の緊急時に備える体制の整備

親の入院等の緊急時に、急に自宅での生活が困難となった場合であっても、ニーズに沿った支援ができるよう、障害福祉サービスの体験利用や予備的な決定等を進めるなど、障害のある人や事業所が事前に備える体制の整備を進めます。

② 「かなざわ安心プラン」の作成推進

「かなざわ安心プラン」については、親なき後など将来を見据えた「My ライフプラン」と緊急時などに備えた「クライシスプラン」を一緒に作成してニーズを踏まえた個々の計画の精度と実効性を高めます。

③ 障害福祉サービス未利用者訪問調査等による地域の要支援者の把握の推進

地域に居住するサービス未利用者のニーズの掘り起こしや実態把握を、調査方法や対象者を精査するなどして行うとともに、必要に応じて相談支援やサービスにつなぎます。

④ 地域生活支援拠点事業所連絡会の拡充による支援体制の構築

自立支援協議会において地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況を確認・評価するとともに、地域生活支援拠点事業所連絡会を継続的に開催し、対応事例や地域課題の共有・検討、事業所間の連携の強化を図り、地域生活支援拠点推進事業の効果を高めるよう運用改善を図ります。

2. 多様な「はたらく」を望む人への適切な就労支援

① 障害のある人本人の希望や適性に合った就労支援

働くことは、生計を維持するだけでなく、社会の一員としての役割を果たしたり、自己実現を図るという意味で、社会参加の基本ともいえます。障害のある人が自分の希望する仕事に就き、適正な賃金等を得ることは自立した生活につながることから、一人ひとりの就労能力や適性、障害の状態に合わせた支援をさらに充実させていくことが重要です。

一般就労への移行や就労定着のため、きめ細やかな支援を充実させるほか、一般就労が困難な人に対しては、生産活動への従事や仲間とともに地域社会の中で集い、活動する機会を提供することで、社会参加や社会への寄与、自己実現を図っていきます。

地域でその人らしく働き続けられる就労をめざし、適切な就労支援を行います。

② 文化芸術活動等を通じた就労支援の充実

障害のある人の創作活動や文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術創造都市金沢の強みを生かし、アウトサイダー・アート・プロジェクトなど文化芸術活動を通じた、金沢らしい就労支援の更なる充実を図ります。

③ 安心して働き続けるための就労支援ネットワークの強化

「金沢で、ともに働く」をテーマに、企業、特別支援学校、盲・ろう学校等や就労支援事業所が一堂に会し、障害のある人の「はたらく」を考える意見交換会を継続的に開催し、石川県中小企業家同友会をはじめとする地元企業や学校など関係機関とも連携して、地域独自の就労支援ネットワークの強化に努めます。

3. 障害のある児童への支援の拡充・強化

① 障害のある児童への支援

児童発達支援センターを核として、地域の事業所、関係機関と連携して地域全体で障害児の支援体制の強化を図るとともに、保育所等訪問支援等により、障害児に係るインクルーシブを推進します。

また、児童発達支援センターが中心となって障害児通所支援事業所連絡会を継続的に開催し、事業所間の連携の強化や事例検討を通じた支援力の底上げを図ります。

② 医療的ケアを要する障害のある児童への支援

医療的ケア児等コーディネーターを中心に、コーディネーター相互や関係機関等との支援課題の共有、協議等を通じて、本人と家族に寄り添った医療的ケア児の支援拡充につなげるとともに、医療や教育など多分野・多機関にわたる医療的ケア児の支援が切れ目なく実施される体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児などの支援情報に関するポータルサイトを運営して、医療的ケア児等の家族や支援者が必要な情報に迅速かつ的確につながるよう情報発信を行います。加えて、国が運営する、災害時等に医療的ケア児等の医療情報をかかりつけ医以外の医師とも迅速に共有するシステム（MEIS）の普及を促進します。

③ 重症心身障害のある児童等への支援

家族の負担軽減のため、重症心身障害のある児童等が利用できる短期入所、日中一時支援、自宅へのヘルパー派遣、重症心身障害のある人への移動支援事業など既定のサービスの充実に努め、サービス提供事業所等の情報提供を充実します。

また、強度行動障害の状態を示す児童に対し、障害の特性の理解及び支援方法を習得し、適切な評価や計画策定、支援を実践できる人材の養成・確保に努めます。

4.相談支援体制の充実・強化

① 障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実・強化

基幹相談支援センターを中心に以下の取組を実施し、障害のある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な福祉サービス等につなげられるよう、総合的・専門的な相談支援を行います。

- ・相談支援に関するニーズや実態把握を行うとともに、計画相談支援の機能をもつ指定相談支援事業所、一般的な相談支援を提供する委託相談支援事業所、地域づくりや人材育成について中心的な役割をもつ基幹相談支援センター等が連携し提供される重層的な相談支援体制について検証・評価を行い、障害のある人やその家族等にとって、よりアクセスしやすい相談支援体制を整備します。
- ・相談支援事業所に対する訪問等による相談、助言、指導等を継続するとともに、相談支援事業所を対象とした研修やスーパービジョン等の開催、「かなざわ安心プラン」の作成を通じて、本人を中心とした質の高い相談支援を行う人材の育成支援を進めます。
- ・地域の相談支援において中核的な役割を担う主任相談支援専門員を計画的に確保し、その機能を有効に活用し、人材育成や地域づくりにつなげます。

② 地域における相談支援体制の強化

- ・精神障害のある人及び精神保健に課題を抱える人、並びにその家族に対して、包括的な支援が確保されるよう、自立支援協議会事務局会議に設置した、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場を通じて、保健・医療・福祉関係者等も含めた重層的な連携による支援体制を構築します。
- ・自立支援協議会における個別事例の検討等を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における相談支援体制の強化を図っていきます。

5.障害福祉サービス人材の確保と質の向上、支援者支援

① 人材の育成・確保

以下を実施し、障害福祉サービス等の人材の育成・確保に努めます。

- ・スーパービジョン体制の充実
- ・地域課題解決型スキルアップ研修の実施
- ・関係機関と連携した就職情報交換会の開催
- ・県外からのUJIターン人材を採用する事業所への助成
- ・職員のキャリアアップ支援への助成
- ・ICT等の導入による業務効率化や職場環境の整備の推進
- ・強度行動障害のある人に対する理解促進、支援者の養成促進
- ・職員の働く環境の向上

② 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

以下を実施し、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

- ・ 石川県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加
- ・ 障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析・活用し、サービス提供事業者等との情報共有を行う事業者説明会の開催
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査を適正に実施し、石川県等との情報共有体制を構築

6. 施設整備方針の策定

本市の障害福祉施設種別ごとの優先順位に基づき、ショートステイ（短期入所）やグループホーム等を優先的に整備します。

社会福祉法人をはじめとする各法人に対して適切に案内を行い、本市の整備方針や計画に沿った案件には、国庫補助採択を前提として優先的に助成を行います。

④ 数値目標

○ 本計画においては、国の基本指針を踏まえ、次の数値目標を設定しています。

1. 福祉施設に入居している人の地域生活への移行

第7期障害福祉計画 の国の成果目標	① 令和4年度末時点の施設入居者数の6%以上が地域生活へ移行 ② 令和8年度末の施設入居者数を令和4年度末時点から5%以上削減
----------------------	--

令和4年度末時点の 施設入居者数	目標の分類	国目標値	計画目標値
450人	①地域生活移行者数	6% (27人)	4% (18人)
	②施設入居者削減数	5% (23人)	1.6% (7人)

2. 福祉施設から一般就労への移行等

第7期障害福祉計画 の国の成果目標	① 令和8年度中における福祉施設から一般就労への移行者数 →令和3年度移行実績の1.28倍以上
	② 令和8年度中における就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数 →令和3年度移行実績の1.31倍以上
	③ 令和8年度中における就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数 →令和3年度移行実績の1.29倍以上
	④ 令和8年度中における就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数 →令和3年度移行実績の1.28倍以上
	⑤ 令和8年度中における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が「50%以上の就労移行支援事業所」の割合 →全就労移行支援事業所の50%以上
	⑥ 令和8年度中における就労定着支援事業利用者数 →令和3年度実績の1.41倍以上
	⑦ 令和8年度中における就労定着率が「70%以上の就労定着支援事業所」の割合 →全就労定着支援事業所の25%以上

① 令和8年度中における福祉施設から一般就労への移行者数

一般就労移行者数	R3実績	R4実績	R5見込	国目標値	計画目標値
	54人	95人	80人	70人	70人

② 令和8年度中における就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数

一般就労移行者数	R3実績	R4実績	R5見込	国目標値	計画目標値
	34人	62人	51人	45人	45人

③ 令和8年度中における就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数

一般就労移行者数	R3実績	R4実績	R5見込	国目標値	計画目標値
	7人	10人	17人	9人	9人

④ 令和8年度中における就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数

一般就労移行者数	R3実績	R4実績	R5見込	国目標値	計画目標値
	2人	11人	2人	3人	3人

⑤ 令和8年度中における一般就労移行者の割合が「50%以上の就労移行支援事業所」の割合

50%以上の 就労移行支援事業所の割合	R3実績	R4実績	R5見込	国目標値	計画目標値
	0%	12.5%	6.3%	50%	50%

⑥ 令和8年度中における就労定着支援事業利用者数

就労定着支援利用者数	R3実績	R4実績	R5見込	国目標値	計画目標値
	50人	44人	42人	71人	71人

⑦ 令和8年度中における就労定着率が「70%以上の就労定着支援事業所」の割合

70%以上の 就労定着支援事業所の割合	R3実績	R4実績	R5見込	国目標値	計画目標値
	-	-	-	25%	25%

⑤ 障害福祉サービスの実績・見込量

① 訪問系サービス

	単 位	第6期計画における実績 (令和5年度は見込)			第7期計画における見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数(人/月)	670	705	698	699	701	702
重度訪問介護	利用者数(人/月)	16	13	13	13	13	13
同行援護	利用者数(人/月)	34	43	42	43	44	45
行動援護	利用者数(人/月)	33	36	35	35	35	35

サービス見込量の確保策等

- 居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、見込量の大きな伸びは見込んでいませんが、ヘルパー等の人材確保を引き続き図っていく必要があります。今後も、事業所数の増加を促すなどサービス提供体制の充実を図るとともに、夜間等の時間帯でも安心して利用できるサービス提供の確保を図っていきます。
- 同行援護及び行動援護は、従事者となるために必要な研修について積極的な受講を促し、人材の確保に努めます。

② 日中活動系サービス

	単 位	第6期計画における実績 (令和5年度は見込)			第7期計画における見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数(人/月)	95	91	92	92	92	92
生活介護	利用者数(人/月)	964	982	983	984	985	986
短期入所	(福祉型) 利用者数(人/月)	189	244	264	270	285	308
	(医療型) 利用者数(人/月)	15	25	22	22	29	38
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人/月)	10	9	8	10	11	12
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人/月)	108	111	120	124	130	136
就労移行支援	利用者数(人/月)	117	127	138	139	146	153
就労継続支援(A型)	利用者数(人/月)	499	509	519	525	530	535
就労継続支援(B型)	利用者数(人/月)	995	1,072	1,103	1,130	1,164	1,199
就労定着支援	利用者数(人/年)	48	42	42	42	55	71
就労選択支援	利用者数(人/年)	-	-	-	0	120	240

サービス見込量の確保策等

- 療養介護については、医療的なニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。
- 生活介護については、日常生活上のさまざまな支援や創作的活動・生産活動の機会を提供するため、多様な利用者ニーズに対応できるよう、提供体制の確保に努めます。
- 短期入所については、アンケート調査結果からも「今後利用したい」というニーズが多く、また見込量の増加が見込まれるため、事業所数の増加を促すなどして提供体制の確保・充実に努めます。
また、緊急時の対応・受入れにおいても必要性が高いことから、地域生活支援拠点推進事業の充実を図ることで、円滑な受入れの実現を目指します。
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)については、具体的な障害特性や新たな利用者ニーズに対応できるよう提供体制の確保に努めます。

サービス見込量の確保策等

- 就労系サービスについては、本計画の目標値（数値目標）の達成を目指し、福祉施設から一般就労への移行を促すため、就労支援事業所間の連携強化や情報共有の促進に努めます。
また、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、企業及び学校等と連携し、利用者の拡大や一般就労後の定着率向上に努めるなど、地域の就労支援ネットワークの強化に努めます。
- 就労継続支援（A型）については、一人ひとりの就労能力や適性等に合わせたサービスの提供に努めます。
また、一般就労につながる施設外の活動（企業実習等）や能力向上につながる訓練内容を提供できるよう、サービスの質の向上に努めます。
- 就労継続支援（B型）については、さまざまな活動の場としての側面もあることから、一人ひとりの就労能力や適性等に合わせたサービスを提供するとともに、サービスの質の向上にも努めます。
- 就労定着支援については、就労系サービス事業所等に対する周知や働きかけ等により、一層の制度利用を促進します。
- 就労選択支援については、障害のある本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援できるような提供体制の構築を図ります。

③ 居住系サービス

	単 位	第6期計画における実績 (令和5年度は見込)			第7期計画における見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人／月）	2	1	2	2	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数（人／月）	532	566	650	660	689	730
施設入所支援	利用者数（人／月）	459	463	452	455	448	443

サービス見込量の確保策等

- 自立生活援助については、事業の周知を図るとともに、利用ニーズに対応できるよう提供体制の充実を図ります。
- グループホームについては、「親なき後」や福祉施設等から地域生活への移行、地域生活の継続のための居住の場であり、また近年、利用者が増加していることを踏まえ、引き続き優先的な整備を進めます。
また、相談支援事業所や地域生活支援拠点推進事業の登録事業所等と連携を図り、利用・体験の促進を図ります。
- 施設入所支援については、本計画の数値目標の達成を目指し、福祉施設の入居者の地域生活への移行や地域生活の継続を推進する一方で、障害のある人の重度化・高齢化に対応しつつ、入所支援が必要な人には適切なサービスの提供を、また自立が可能で希望される人には地域生活が送れるよう支援する等、サービス提供体制の確保に努めます。

④ 相談支援

	単 位	第6期計画における実績 (令和5年度は見込)			第7期計画における見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用件数（件／月）	1,064	1,062	1,079	1,079	1,090	1,100
地域移行支援	利用者数（件／月）	2	4	2	2	2	2
地域定着支援	利用者数（件／月）	44	33	36	36	36	36

サービス見込量の確保策等

- 今後も見込量の増加が見込まれるため、相談支援専門員の人材確保を図るとともに、相談支援事業所を対象とした研修やスーパービジョン等の開催、「かなざわ安心プラン」の作成支援等を通じて、本人を中心とした質の高い相談支援を行う人材の育成支援を行います。

⑥ 地域生活支援事業の実績・見込量

区 分		単 位	第6期計画における実績 (令和5年度は見込)			第7期計画における見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数(か所)	4	4	3	3	3	3
	障害児等療育支援事業	事業所数(か所)	1	1	1	1	1	1
②成年後見制度利用支援事業		利用者数(人/年)	11	19	15	16	17	18
③意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	派遣件数(件/月)	134	140	140	140	140	140
	要約筆記者派遣事業	派遣件数(件/月)	5	10	10	10	10	10
	手話通訳者設置事業	設置人数(人)	4	4	4	5	5	5
④日常生活用具給付等事業		給付件数(件/月)	1,321	1,178	1,345	1,345	1,345	1,345
⑤手話奉仕員養成研修事業		研修修了者(人/年)	35	47	79	80	80	80
⑥移動支援事業		利用者数(人/月)	520	559	559	559	559	559
⑦地域活動支援センター事業		利用者数(人/月)	211	163	177	177	177	177
⑧手話通訳者・要約筆記者養成研修事業		研修修了者(人/年)	17	24	23	23	23	23
⑨盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業		受講者数(人/年)	0	4	4	4	4	4
⑩盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		通訳・介助員派遣件数 (件/月)	72	80	114	114	114	114
⑪福祉ホーム事業		利用者数(人/月)	7	7	7	7	7	7
⑫訪問入浴サービス事業		利用者数(人/月)	10	10	12	12	12	12
⑬日常生活支援事業(生活訓練等)		利用者数(人/年)	305	312	312	312	312	312
⑭日中一時支援事業		利用者数(人/月)	124	139	144	144	150	156

サービス見込量の確保策等

- 成年後見制度利用支援事業については、家庭裁判所や利用促進協議会等の関係機関と連携し、当該制度の利用促進や広報に努めます。
- 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業については、石川県と連携し、見込量の確保のために必要な人材の養成に努めます。
- 日常生活用具給付等事業については、最新機器等の情報収集に努め、他都市の動向等を踏まえながら、ニーズに合わせた対象品目の拡大・拡充等の見直しを図ります。
- 移動支援事業については、さまざまな利用ニーズに対応できるよう、事業所数及びヘルパーの増加を促すことにより、提供体制の充実を図ります。
- 日中一時支援事業については、家族のレスパイトや就労促進につながるため、放課後等デイサービスにおける利用ニーズ等への対応を進めるとともに、休日等においても安心してサービスが受けられるよう提供体制の確保に努めます。

7 障害児支援サービスの実績・見込量

区 分	単 位	第2期計画における実績 (令和5年度は見込)			第3期計画における見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
①障害児通所支援	児童発達支援	利用児童数(人/月)	96	106	109	111	113	115
	放課後等デイサービス	利用児童数(人/月)	775	864	917	999	1,088	1,185
	居宅訪問型児童発達支援	利用児童数(人/月)	1	2	3	4	6	9
	保育所等訪問支援	利用児童数(人/月)	5	7	7	8	11	16
②障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	利用児童数(人/月)	8	8	9	10	10	10
	医療型障害児入所施設	利用児童数(人/月)	11	17	17	19	19	19
③障害児相談支援		利用件数(件/月)	265	288	291	291	294	297
④医療的ケア児への支援	医療的ケア児移動介護支援事業	利用児童数(人/月)	1	1	2	2	2	2
	医療的ケア児等コーディネーター	配置人数(人)	0	9	12	14	16	18

サービス見込量の確保策等

- 児童発達支援・放課後等デイサービスについては、今後も利用ニーズが増加することが見込まれ、また障害のある児童のニーズを的確に把握し、特性に応じた適切なサービスを継続的に提供していく必要があることから、事業所数の増加を促進するなどサービス提供体制の充実を図ります。
- 居宅訪問型児童発達支援については、利用ニーズに対応できるよう提供体制の充実を図ります。
- 保育所等訪問支援については、乳幼児期からの「気づきの支援」による早期療育を促進する必要性が高いため、当該制度の浸透・利用拡大や、関係機関の連携促進に努めます。
また今後、利用ニーズの増加が見込まれることから、専門人材の育成等を推進するなど、提供体制の充実を図ります。
- 障害児入所支援は、障害特性や医療的なニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。
- 障害児相談支援は、計画相談支援と一体のサービスであり、見込量の増加が見込まれるため、相談支援専門員の人材確保を図るとともに、相談支援事業所を対象とした研修等の開催や、「かなざわ安心プラン」の作成支援等を通じて、相談支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児移動介護支援事業については、利用ニーズに対応できるよう提供体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児等コーディネーターについては、連絡会議等の場を活用して関係者間の連携を深めるとともに、周知を進めること等により、医療分野など多分野・多機関との連携促進を図ります。

⑧ 障害福祉サービス（自立支援給付）の内容

① 訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事など生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等のため常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出の際の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害のため移動に著しい困難がある人に、外出時における移動に必要な情報（代筆・代読を含みます。）の提供とともに、移動の援護、排せつ、食事の介護等の援助を行います。
行動援護	知的障害または精神に障害があるため一人で行動することが困難な人（危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援助を必要とする人）が行動するときに必要な支援や移動中の介護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行います。

② 日中活動系サービス

サービス名	サービス内容	
療養介護	医療を要する障害のある人であって常に介護を要する人に、病院等への長期入院による医療的ケアに加え、昼間において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活の支援を行います。	
生活介護	常に介護を要する障害のある人に、昼間において通所先の事業所で入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気等の場合に、夜間も含め短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
自立訓練	機能訓練	身体に障害のある人に、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行います。
	生活訓練	知的障害または精神に障害のある人に、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就職を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な障害のある人に、雇用契約を結び、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。従来の小規模作業所等での福祉的就労に近い形態のものをいいます。	
就労定着支援	一般企業等に新たに雇用された障害のある人の就労の継続を図るため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、職場や事業所との連絡調整等の支援を行います。	

③ 居住系サービス

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設等から地域に移り、一人暮らしをする障害のある人に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人が共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事など日常生活上の援助や相談を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所している人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

④ 相談支援

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害のある人に総合的な支援のための計画（「かなざわ安心プラン」（サービス等利用計画）を作成します。
地域移行支援	施設入居者や退院可能な精神に障害のある人に、地域生活への移行を支援します。
地域定着支援	自宅で一人暮らしをしている障害のある人に、夜間も含めた緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

⑨ 地域生活支援事業の内容

事業区分	事業内容	
①相談支援事業	障害のある人や障害のある人の介護者等からの相談に応じ、情報の提供や必要な援助を行います。	
②成年後見制度利用支援事業	知的障害または精神に障害のある人に、成年後見制度の市長申立て等に要する費用や後見人等の費用を助成します。	
③意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	聴覚に障害がある等のため意思疎通を図ることに支障がある場合に、障害のある人との意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。
	要約筆記者派遣事業	
	手話通訳者設置事業	
④日常生活用具給付等事業	障害のある人や障害のある児童に、障害の種類や程度に応じた日常生活用具を給付する等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。	
⑤手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成を推進します。	
⑥移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出の支援を行います。	
⑦重症心身障害児・者移動支援事業	屋外での移動が困難な重症心身障害のある人に、通院や通所を含めた外出の支援を行います。	
⑧地域活動支援センター事業	日中活動の場として創作的活動、生産活動の提供や、社会交流の促進等を図り、障害のある人の地域生活を支援します。	
⑨手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	聴覚に障害がある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話通訳者・要約筆記者の養成を推進します。	
⑩盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	視覚と聴覚の両方に障害のある人等が自立した日常生活を営むことができるよう、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を推進します。	
⑪盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	視覚と聴覚の両方に障害のある人等に、自立した日常生活を営むことができるよう、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。	
⑫福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害のある人に、低額な料金で居室を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。	
⑬訪問入浴サービス事業	他の方法では入浴が困難な重度の身体障害のある人に、浴槽を提供して（自宅に持ち込んで）入浴の介護を行い、在宅生活を支援します。	
⑭日常生活支援事業（生活訓練等）	障害のある人に、日常生活に必要な訓練を行うことで、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。	
⑮日中一時支援事業	障害のある人や障害のある児童の日中活動の場を確保し、日常的に介護する家族等の一時的な休息を支援します。	

⑩ 障害児支援サービスの内容

サービス区分		サービス内容
①障害児通所支援	児童発達支援	身近な地域において療育が必要な、未就学の障害のある児童（乳幼児）やその家族に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害のある児童に、学校の放課後、休業日、夏休み等の長期休業中において、生活能力の向上のために必要な訓練等を継続的に行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出することが著しく困難な障害のある児童に、自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技術の付与等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等（幼稚園、小学校、特別支援学校及び認定こども園等を含みます。）に通うまたは通う予定の障害のある児童に、その児童が通う保育所等に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
②障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	福祉型障害児入所施設は、障害のある児童の保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の習得のための訓練等を行います。 医療型障害児入所施設は、上記に加え治療を行います。
	医療型障害児入所施設	
③障害児相談支援		障害のある児童に、障害児支援利用計画の作成と、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）等を行います。
④医療的ケア児への支援	医療的ケア児移動介護支援事業	医療的ケア児が外出する際に、看護職員が医療的ケアを伴う移動介護を行います。
	医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児の支援体制の構築に向け、多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置するものです。